

# 道路パトロール業務委託（道路管理） 公募型プロポーザル募集要領

## 1 目的

この要領は、福島県喜多方建設事務所（以下「喜多方建設事務所」という。）が管理する国県道において、道路利用者の安全・安心を確保することを目的として、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、道路パトロール業務の受託者を募集・決定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

道路パトロール業務委託（道路管理）

### (2) 業務内容

「道路パトロール業務（以下「本業務」という。）」は、喜多方建設事務所が管理する国県道（喜多方市、西会津町、北塩原村の一部）の道路パトロール業務であり、その路線、実延長は以下のとおりである。

路線名 国道121号外

国道3路線、主要地方道6路線、一般県道20路線 全29路線

実延長 324.9km

なお、詳細は共通仕様書及び特記仕様書のとおり。

### (3) 業務委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### (4) 業務の規模

概算額20百万円（消費税抜き）を上限とする。

## 3 参加資格等

プロポーザルに参加しようとするものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。応募は単独に限らず、協同組合又は共同企業体でも可とする。

### (1) 単独の場合にあつては次の要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 評価基準日（令和7年3月4日（提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

ウ 建設業法の許可業種土工事業及びとび・土工事業の許可を得ていること。また、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿の一般土工事業において、格付等級がA等級以上の者。

エ 喜多方建設事務所管内（猪苗代土木事務所管内を除く。）に主たる本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。

※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であつて、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。（建設業許可書、法人登記簿等、証明できるものの写しを参加表明書に添付すること。）

オ 提案書等提出期日（令和7年3月4日）から過去5年以内に喜多方建設事務所発注の維持管理業務（道路、河川等、舗装、除雪）の受注実績がある者であること。

カ 喜多方建設事務所管内（猪苗代土木事務所管内を除く。）に業務管理責任者を配置できる者であること。（配置する業務管理責任者の名簿は、提案書等（様式-5-1）によるものとする）

キ 道路パトロールのための作業員を適切に配置できる者であること。（作業員の名簿は、提案書等（様式5-2）によるものとする）

ク 本業務に関する技術力（安全性や品質確保）や業務改善のために行うモニター調査に協力できる者であること。

### (2) 協同組合にあつては次の要件を満たしていること。

- ア 定款で道路の維持管理の共同受注を目的としていること。
  - イ 組合員は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
  - ウ 協同組合（以下「組合」という。）は、評価基準日（令和 7 年 3 月 4 日（提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
  - エ 組合は、建設業法の許可業種土木工事業及びとび・土工工事業の許可を得ているか、又は、同要件を満たしている 1 者以上の組合員を含むこと。（建設業許可書の写しを参加表明書に添付すること。）
  - オ 組合員は、福島県令和 5・6 年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事において、格付等級が B 等級以上の者又は提案書等提出期日（令和 7 年 3 月 4 日）から過去 5 年以内に喜多方建設事務所発注の維持管理業務（道路、河川等、舗装、除雪）の受注実績がある者であること。なお、A 等級以上の組合員を 1 者以上含むこと。
  - カ 組合員の数は 2 者以上とし、喜多方建設事務所管内（猪苗代土木事務所管内を除く。）に主たる本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。  
※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県令和 5・6 年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。（建設業許可書、法人登記簿等、証明できるものの写しを参加表明書に添付すること。）
  - キ 組合は、提案書等提出期日（令和 7 年 3 月 4 日）から過去 5 年以内に国又は地方公共団体から道路維持管理業務又は舗装維持修繕業務（以下「同種業務」という。）を受注した実績（元請けとしての実績に限る）があること。又は同要件を満たしている 1 者以上の組合員を含むこと。（実績等の確認できる資料は、提案書等（様式 5-3）によるものとする）
  - ク 喜多方建設事務所管内（猪苗代土木事務所管内を除く。）に業務管理責任者を配置できる者であること。（配置する業務管理責任者の名簿は、提案書等（様式 5-1）によるものとする）
  - ケ 道路パトロールのための作業員を適切に配置できる者であること。（作業員の名簿は、提案書等（様式 5-2）によるものとする）
  - コ 組合員は、当該プロポーザルに参加する他の組合又は共同企業体の構成員と重複してはならない。また、組合員は、当プロポーザルに単独で参加してはならない。
  - サ 本業務に関する技術力（安全性や品質確保）や業務改善のために行うモニター調査に協力できる者であること。
  - シ 組合員のうち、契約日時点で入札参加資格制限措置期間中の者は、当該期間中の業務を行うことができない。
- (3) 共同企業体にあつては次の要件を満たしていること。
- ア 道路パトロール業務委託 共同企業体協定書（様式 3-3）により共同企業体の協定書を締結している者であること。
  - イ 構成員は、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - ウ 共同企業体及び構成員は、評価基準日（令和 7 年 3 月 4 日（提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
  - エ 構成員は、建設業法の許可業種土木工事業及びとび・土工工事業の許可を得ている者であること。
  - オ 構成員は、福島県令和 5・6 年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事において、格付等級が B 等級以上の者又は提案書等提出期日（令和 7 年 3 月 4 日）から過去 5 年以内に喜多方建設事務所発注の維持管理業務（道路、河川等、舗装、除雪）の受注実績がある者であること。なお、代表構成員は A 等級の者であること。
  - カ 構成員の数は 2 者以上とし、喜多方建設事務所管内（猪苗代土木事務所管内を除く。）に主たる本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。  
※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県令和 5・6 年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。
  - キ 構成員の数は 2 者以上とし、喜多方建設事務所管内（猪苗代土木事務所管内を除く。）の構成員がそれぞれ 1 者以上含まれていること。

- ク 全ての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。
- ケ 企業体は、提案書等提出期日（令和7年3月4日）から過去5年以内に国又は地方公共団体から同種業務を受注した実績（元請けとしての実績に限る）があること。又は同要件を満たしている1者以上の構成員を含むこと。（実績等の確認できる資料は、提案書等（様式5-3）によるものとする）
- コ 道路パトロールのための作業員を適切に配置できる者であること。（作業員の名簿は、提案書等（様式5-2）によるものとする）
- サ 構成員は、当該プロポーザルに参加する他の組合又は共同企業体の構成員と重複してはならない。また、構成員は、当プロポーザルに単独で参加してはならない。
- シ 本業務に関する技術力（安全性や品質確保）や業務改善のために行うモニター調査に協力できる者であること。

4 プロポーザルの提案課題、評価項目・配点

プロポーザルの評価項目・配点は、下表のとおりとする。

評価項目	評価着目点		判断基準
配置予定技術員 (60点)	業務管理 責任者 (20点)	業務管理責任者が有 する技術者資格 (10点)	以下の順位で評価する。 ① 1級土木施工管理技士 ② 2級土木施工管理技士 ※上記以外は評価しない。 (様式5-1「業務管理責任者 主要業務実績 表」)
		提案書等提出期日 (令和7年3月4 日)から過去5年以 内の道路維持管理業 務担当実績 (10点)	以下の順位で評価する。 ① 喜多方建設事務所管内(猪苗代土木事務 所管内を除く)における道路維持管理業務の 担当実績がある。 ② 猪苗代土木事務所管内における道路維持 管理業務の担当実績がある。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-1「業務管理責任者 主要業務実績 表」)
	作業員 (40点)	作業員の地域精通度 (20点)	以下の順位で評価する。 ① 喜多方建設事務所管内(猪苗代土木事務 所管内を除く)に居住している。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-2「作業員 業務実績表」)
		作業員の業務精通度 (20点)	以下の順位で評価する。 ① 喜多方建設事務所管内(猪苗代土木事務 所管内を除く)における道路パトロール業務 の経験を10年以上有している。 ② 猪苗代土木事務所管内における道路パト ロール業務の経験を10年以上有している。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-2「作業員 業務実績表」)
会社等の地域 精通度 (30点)	受注業務実績 (令和6年度完了予定業務を含 む) ※評価対象 共同組合：組合員 共同企業体：代表構成員		以下の順位で評価する。 ① 喜多方建設事務所発注業務での道路維持 管理同種業務の実績がある。 ② 猪苗代土木事務所発注業務での道路維持 管理業務の実績がある。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-3「受注業務実績」)
本業務におけ る組織体系に 関する提案 (30点)	組織体系の 的確性	①明確な指揮系統 (10点) ②迅速な対応 (10点) ③緊急時の対応 (10点)	左の着目点ごとに具体的かつ効果的な提案で あると認められる場合に評価する。 (様式4-1「提案書—本業務における組織体 系に対する提案」)
本業務に関す る提案 (30点)	業務実施上 の工夫等	①作業員の安全確保 (10点) ②異常箇所の確実な 把握(10点) ③一般交通の安全確 保(10点)	左の着目点ごとに具体的かつ効果的な提案で あると認められる場合に評価する。 (様式4-2「提案書—本業務に関する提 案」)

計 150 点

## 5 手続等

### (1) 担当部署

〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3

福島県喜多方建設事務所 企画管理部 管理課

電話番号 0241-24-5719

F A X 0241-24-5729

電子メール kitakata.ken.kanri@pref.fukushima.lg.jp

### (2) 手続開始の公告等

プロポーザルの手続開始については、福島県喜多方建設事務所ホームページにより公告する。

### (3) 公告方法及び期間

#### ① 公告方法

応募に必要な書類は、福島県喜多方建設事務所ホームページに掲載する。

#### ② 公告期間

令和7年2月17日(月)から令和7年3月4日(火)午後5時までとする。

## 6 不明の点がある場合の質疑について

### (1) 質問書(様式-1)の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合、質問書(様式-1)を用い、令和7年2月20日(木)午後5時までに、福島県喜多方建設事務所に持参、FAX又は電子メールで提出すること。なお、FAX又は電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をすること。

### (2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和7年2月26日(水)から令和7年3月4日(火)午後5時までの間、質問回答書(様式-2)を福島県喜多方建設事務所ホームページに掲載する。

## 7 提出書・提案書等について

### (1) 提出書(協同組合・共同企業体共通:様式3-1、協同組合の場合は定款、組合員名簿、事業計画書等の写し、共同企業体の場合は、様式3-2・様式3-3)の提出期限並びに提出場所及び方法

令和7年3月4日(火)午後5時までに、福島県喜多方建設事務所に1部持参又は郵送することとし、郵送による場合は提出期限の日までに到着したものまで有効とする。(提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。)

### (2) 提案書等(様式4-1、4-2、5-1、5-2、5-3)の提出期限並びに提出場所及び方法

令和7年3月4日(火)午後5時までに、福島県喜多方建設事務所に1部持参又は郵送することとし、郵送による場合は提出期限の日までに到着したものまで有効とする。(提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。)

① 提案書の提出は、参加表明者の所属する協同組合等で1提案のみとする。

② 上記の提出期限以降における提案書等の内容変更及び再提出は認めない。

### (3) 提案書等の作成について

① 提案書等は、別添の様式(様式4-1、様式4-2)に基づき作成する。

ア 片面使用、横書きとする。

イ 様式4-1、様式4-2には、今回の提案を評価項目毎に2枚以下(計6枚以下)にまとめて簡潔に記載すること。

ウ 文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

エ 提案は、「本業務における組織体系に関する提案」「本業務に関する提案」について提案すること。

② 業務管理責任者主要業務実績表(様式5-1)、作業員業務実績表(様式5-2)、受注業務実績(様式5-3)の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。

- ア 業務実施体制に記載した配置予定技術者のうち、業務管理責任者及び作業員の資格・経歴等を記載するものとする。
- イ 保有資格を主要業務実績表に記載するものとする。
- ウ 同種業務の実績は、提案書等提出期日（令和7年3月4日）から過去5年以内に業務した実績とし、記載件数は5件以内とする。なお、契約内容及び業務目的がわかる資料（契約書の写し、仕様書等）を添付すること。

## 8 プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定並びに契約の相手方の決定

プロポーザルの審査は、次の各号の定めるところによる。

- ① プロポーザルの審査は、4に定める評価項目に基づき審査し、技術提案書の評価を行い、業務委託候補者1者及び次点者1者を選定する。
- ② 業務委託候補者には、当該業務内容について、単独随意契約により業務を委託する。なお、業務委託候補者に見積書の提出を求めた結果、契約に至らなかった場合は、次点の者を業務委託候補者とする。
- ③ 審査結果については、企画提案書提出者全員に通知するとともに公表する。
- ④ この手続きに参加した者（協同組合等）が、9⑤、⑥の失格条項等に該当する場合は、その者（協同組合等）とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を業務委託候補者とする。

## 9 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルは失格とする。

- ① 提案書等が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ② 提案書等が、様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
- ③ 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 提案書等に虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑥ 本要領に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

## 10 各種様式等

プロポーザルの様式は、以下による。

- ① 質問書 様式1
- ② 質問回答書 様式2
- ③ プロポーザル送付書（参加表明書） 様式3-1
- ④ 公募型プロポーザル参加資格審査申請書 様式3-2
- ⑤ 共同企業体協定書 様式3-3
- ⑥ 提案書 様式4-1、様式4-2
- ⑦ 業務管理責任者 主要業務実績表 様式5-1
- ⑧ 作業員 業務実績表 様式5-2
- ⑨ 受注業務実績 様式5-3

※本プロポーザルで使用する各様式は、福島県喜多方建設事務所ホームページから取得すること

## 11 その他

- ① 提案書等に記載された個人情報、本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。
- ② 提出された提案書は返却しない。
- ③ 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ④ 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑤ プロポーザルの審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、業務委託候補者、次点者については、会社名を公表することを原則とする。また、業務委託候補者以外の者が選定されなかった理由について説明を求めた場合には、その者の取得点数を説明することとするが、各配点者（審査委員）の配点は非公開とする。

- ⑥ 本業務委託は、令和7年2月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は行わない。